

○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、原子力事業者:60局)及び簡易型電子線量計観測局(55局)で、福井県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(18台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【115局】



簡易型電子線量計観測局 【55局】
(バッテリー付)



可搬型モニタリングポスト 【18台】
(バッテリー付)



ガンマ線核種分析ラボ車 【1台】
(高性能モニタリングカー)



モニタリングカー 【1台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【5台】

○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(京都府:29局(水準調査用9局を含む。)、原子力事業者:2局)及び簡易型電子線量計(31局)で京都府域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(5台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【31局】



簡易型電子線量計 【31局】



可搬型モニタリングポスト 【5台】
(太陽光パネル＋バッテリー付)



モニタリングカー 【3台】
(走行サーベイ車)



モニタリングカー 【1台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【3台】

○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



モニタリングポスト 【15局】



可搬型モニタリングポスト 【12台】

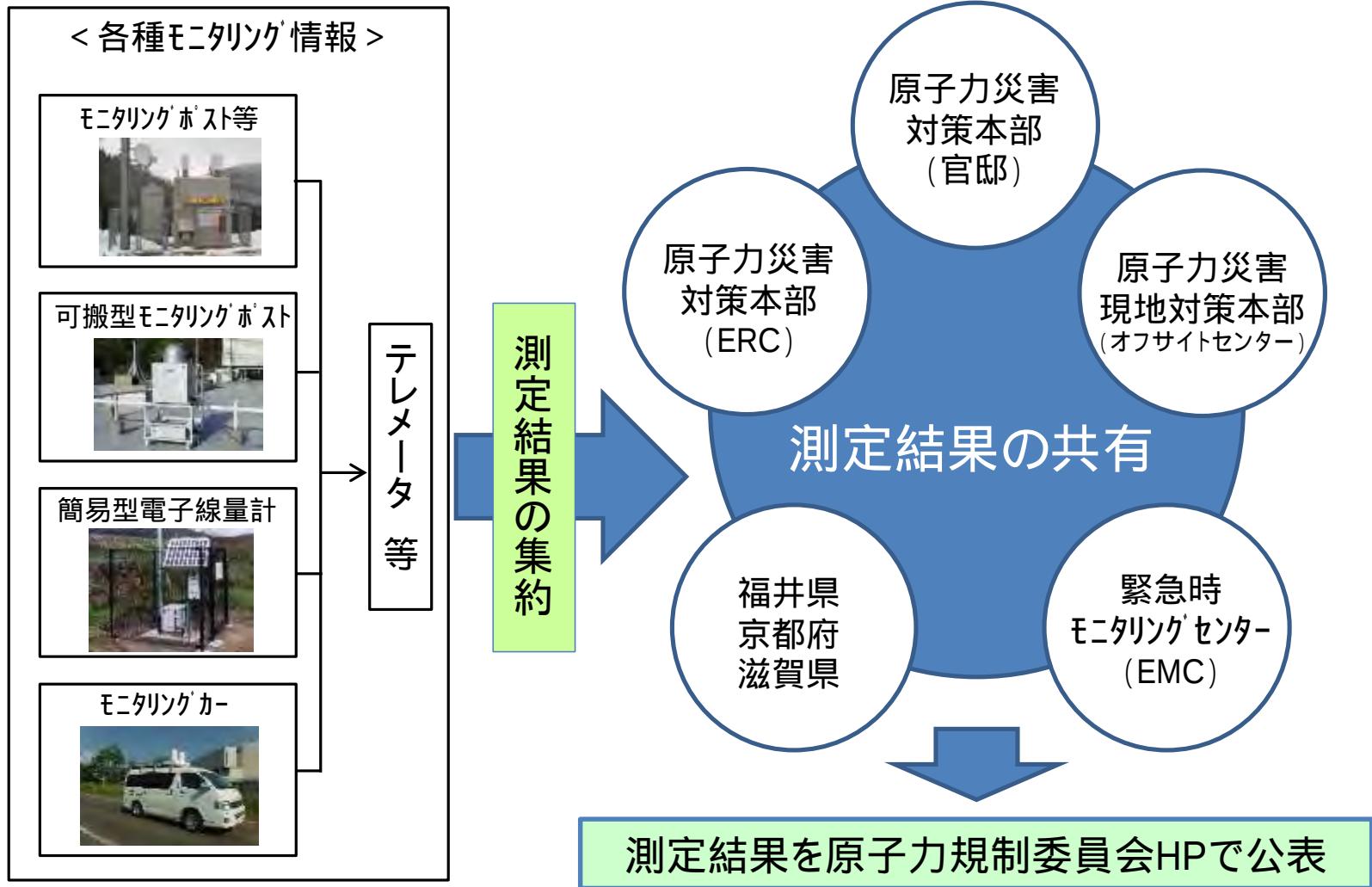


モニタリングカー 【2台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【4台】

緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



テレメータ: モニタリング情報収集装置

- 福井県、京都府、滋賀県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。

福井県緊急時モニタリング計画

平成28年3月
【第2版】
福 井 県

京都府緊急時モニタリング計画

平成26年6月
京 都 府

滋賀県緊急時モニタリング計画

平成29年3月
【第3版】
滋 賀 県

参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

< 実施項目 >

例)

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

< 実施主体 >

例)

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当) 等

< 情報共有 / 報告の体制 >

< 注意事項 >

等

【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリング」に係る動員計画が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

< 概要 >

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

- 動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、
- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
 - 上述の情報の更新の方法
 - 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス
- 等について規定。

関係機関の保有資機材数
（平成26年度調査による。福井県、京都府、滋賀県、
関西電力を除く。）

	要員 (数)	可搬型 モニタリング ポスト(台)	モニタリング カー(台)
国	1 2	4 0	9
道府県	7 5 2	2 1 7	2 0
原子力 事業者	5 5 0	4 4	3 0
関係指定 公共機関	1 1 1	2 1	5

各資機材については保有数を記載。

○ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、福井県、京都府及び滋賀県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

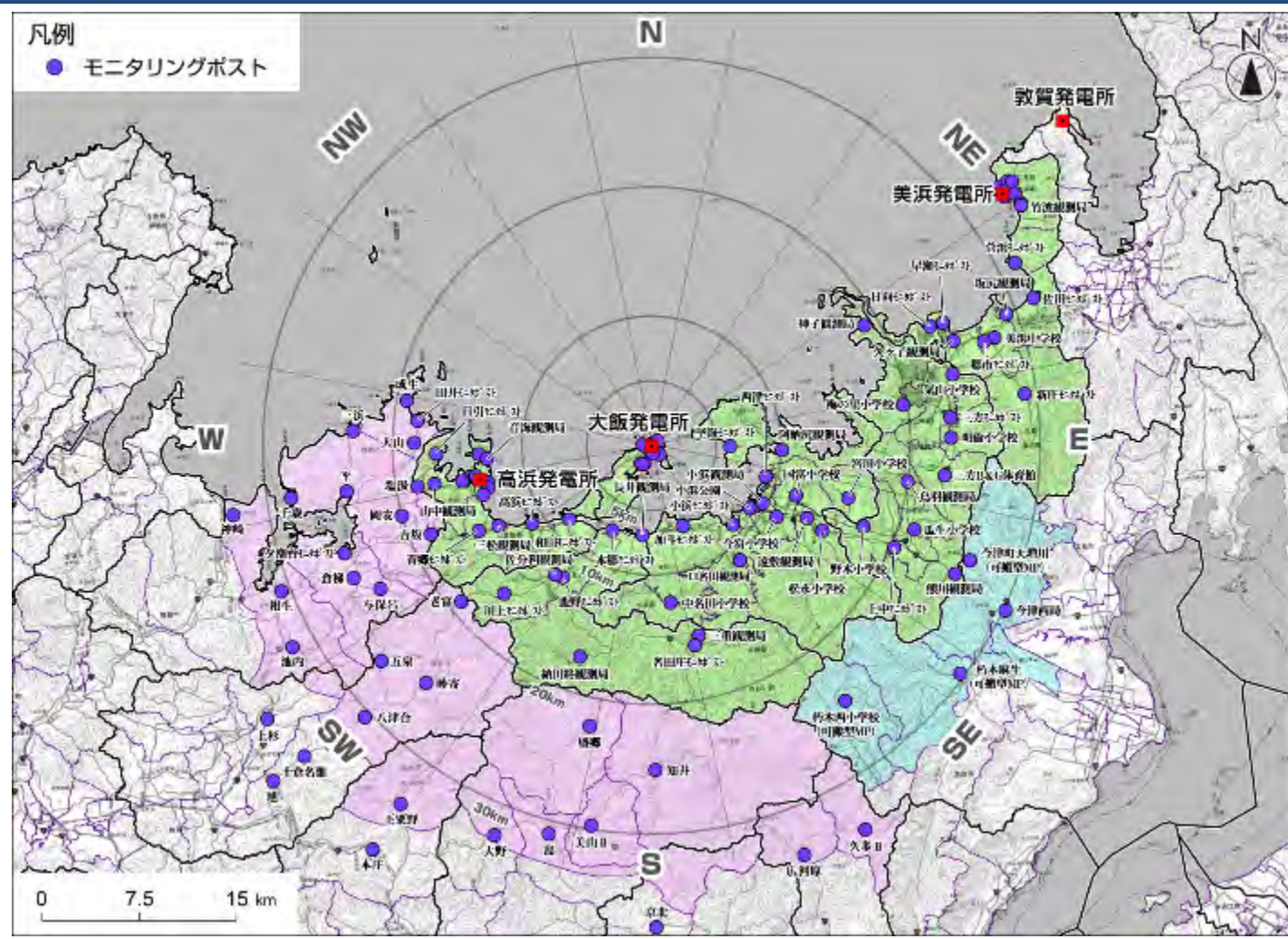
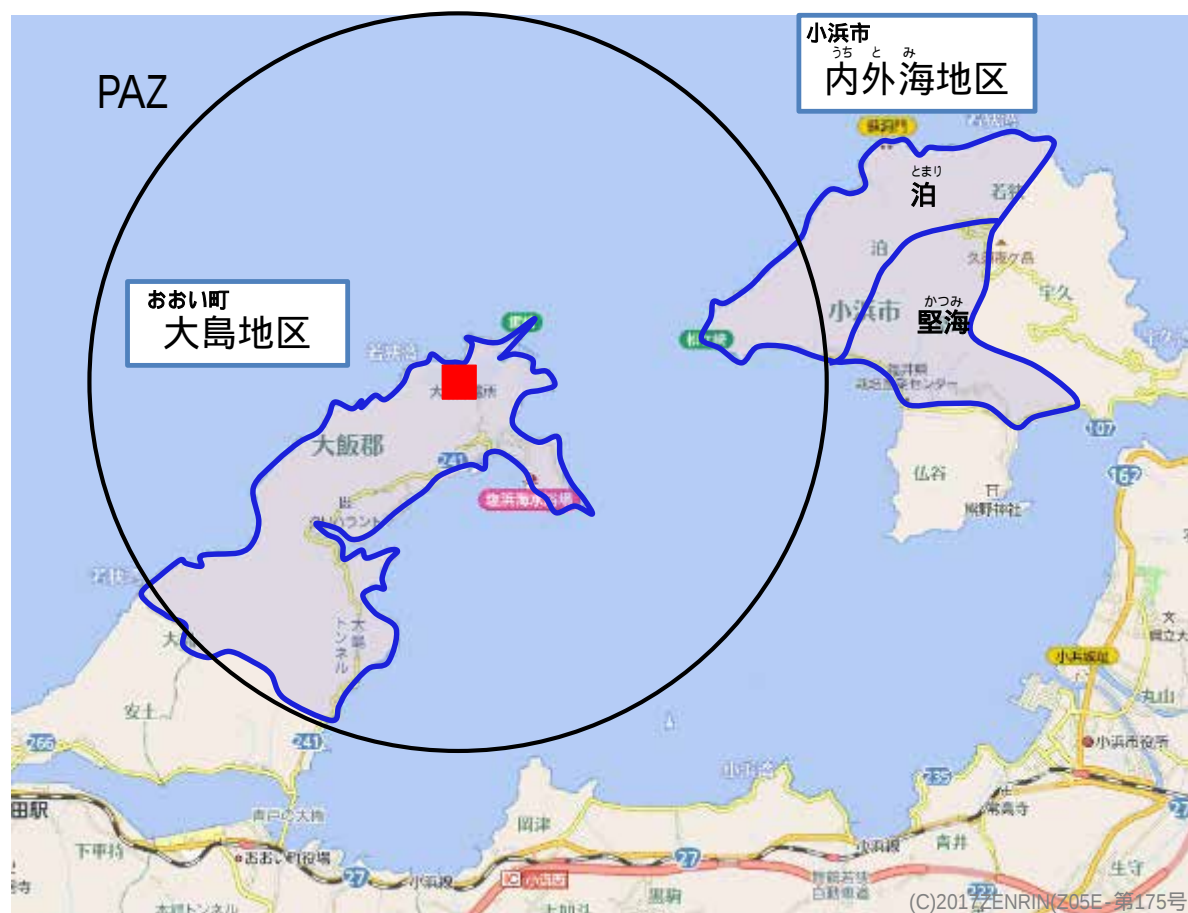


図 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

9．原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

- 福井県おおい町及び小浜市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を平成26年より開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では平成29年4月現在、850人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



地 区	住民数 (人)	配布者数 (人)
おおい町 大島地区	736	595
小浜市 内外海地区 (泊・堅海)	267	255
合計	1,003	850

対象住民数

福井県：平成29年4月現在

配布者数

福井県：平成29年4月現在

福井県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計53箇所の施設に合計で丸剤1,920,000丸と粉末剤18,000gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤19,800包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 原子力事業者は、福井県から要請があった場合は可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。

<福井県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

福井県内: 53箇所中
おい
大飯地域周辺備蓄13箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等 (計40箇所)

おい町: 4箇所
小浜市: 17箇所
高浜町: 5箇所
若狭町: 4箇所
美浜町: 10箇所

京都府における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、京都府は計53箇所の施設に合計で丸剤400,000丸と粉末剤8,000gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤7,320包を備蓄。
- 緊急配布は府及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

< 京都府における安定ヨウ素剤の備蓄場所 >



安定ヨウ素剤備蓄場所

京都府：53箇所

府及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結場所等 (計53箇所)

舞鶴市：30箇所
綾部市：7箇所
南丹市：4箇所
京丹波町：6箇所
京都市：6箇所

滋賀県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、滋賀県は計129箇所の施設に合計で丸剤592,000丸、粉末剤2,350gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤2,580包を備蓄。
- 緊急配布は備蓄場所となっている一時集合場所等にて、県及び関係市町職員が、対象住民等に順次配布・調製を実施。

< 滋賀県における安定ヨウ素剤の備蓄場所 >



安定ヨウ素剤備蓄場所

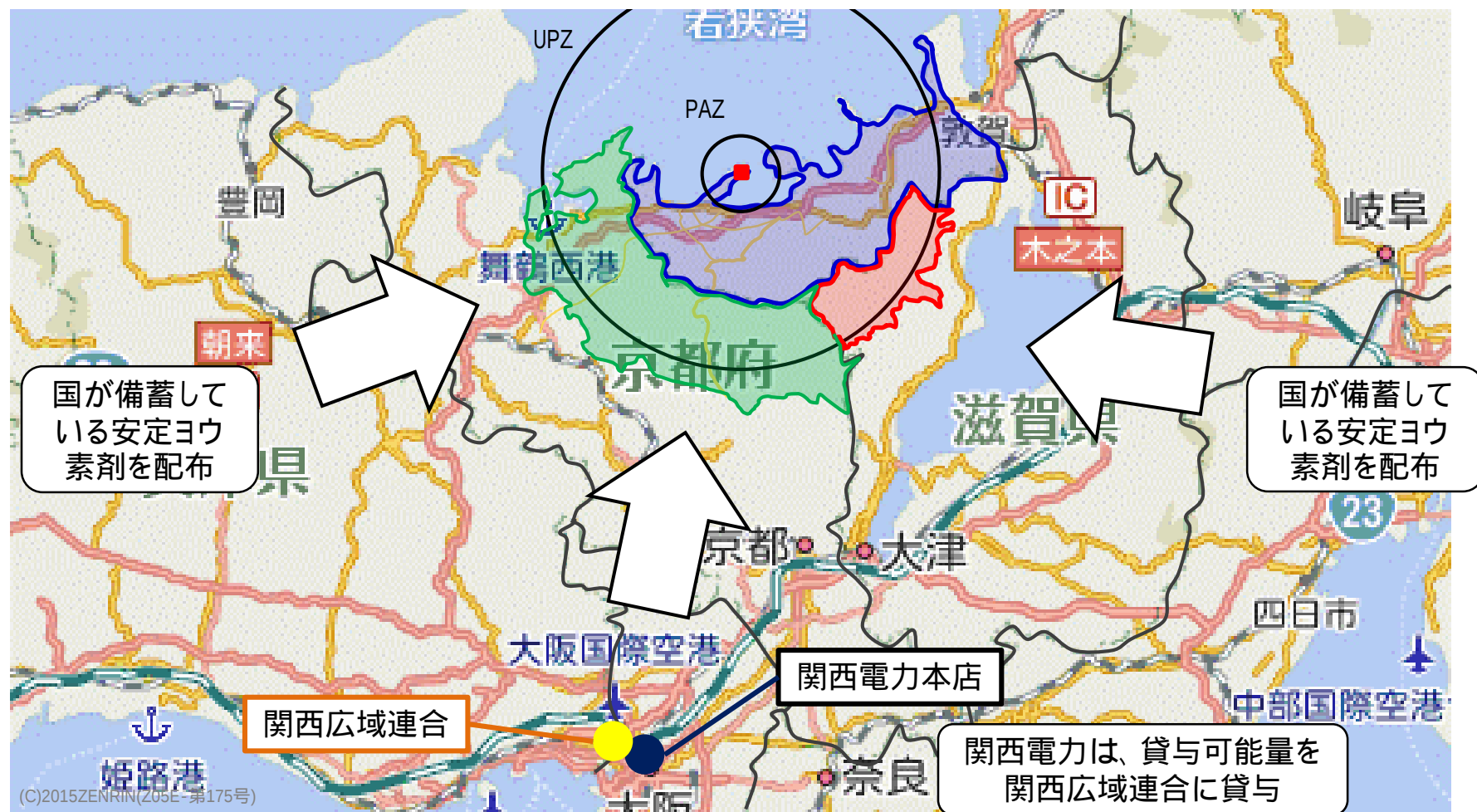
滋賀県: 129箇所中
高島市 84箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等
高島市(大飯UPZ周辺): 14箇所

- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、今後、平成30年度までに全国に合計200万丸、平成31年度までに小児用ゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- また、関西広域連合においても、「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を実施。
- 関西電力は、必要に応じて、電気事業連合会と貸与可能な安定ヨウ素剤数量を調整。



福井県、京都府及び滋賀県の避難退域時検査場所の候補地

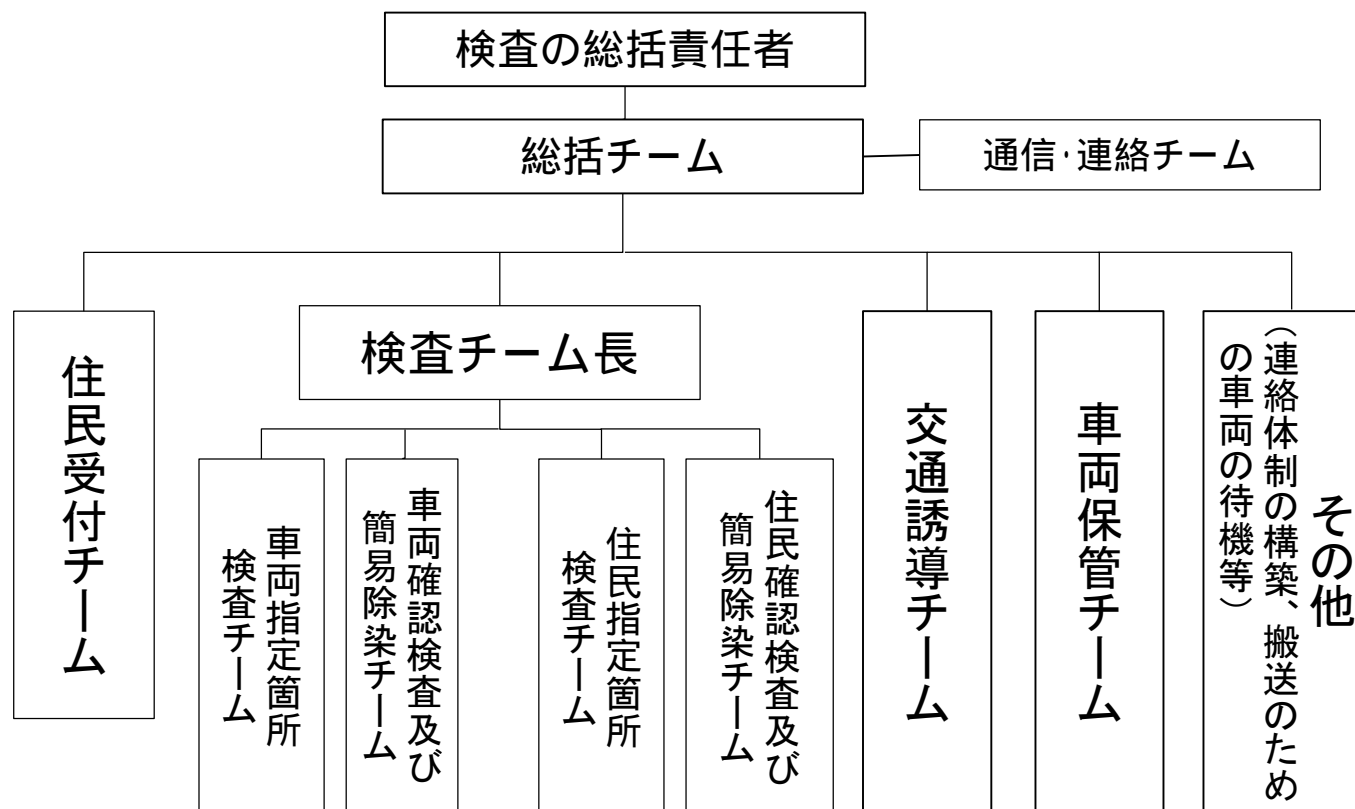
○ 避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



避難退域時検査場所の運営体制

- 福井県、京都府、滋賀県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 関西電力は、他の原子力事業者の支援を受け、備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
平成28年8月原子力防災訓練において、発災原子力事業者(関西電力)だけでなく、他事業者(西日本5社相互協力協定)との連携確認として、北陸、中国、四国、九州電力から避難退域時検査場所(あやべ球場)に要員を派遣。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



携行物品検査を含む

○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



移動式全身測定車(2台)



モニタリング車(2台)



平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動

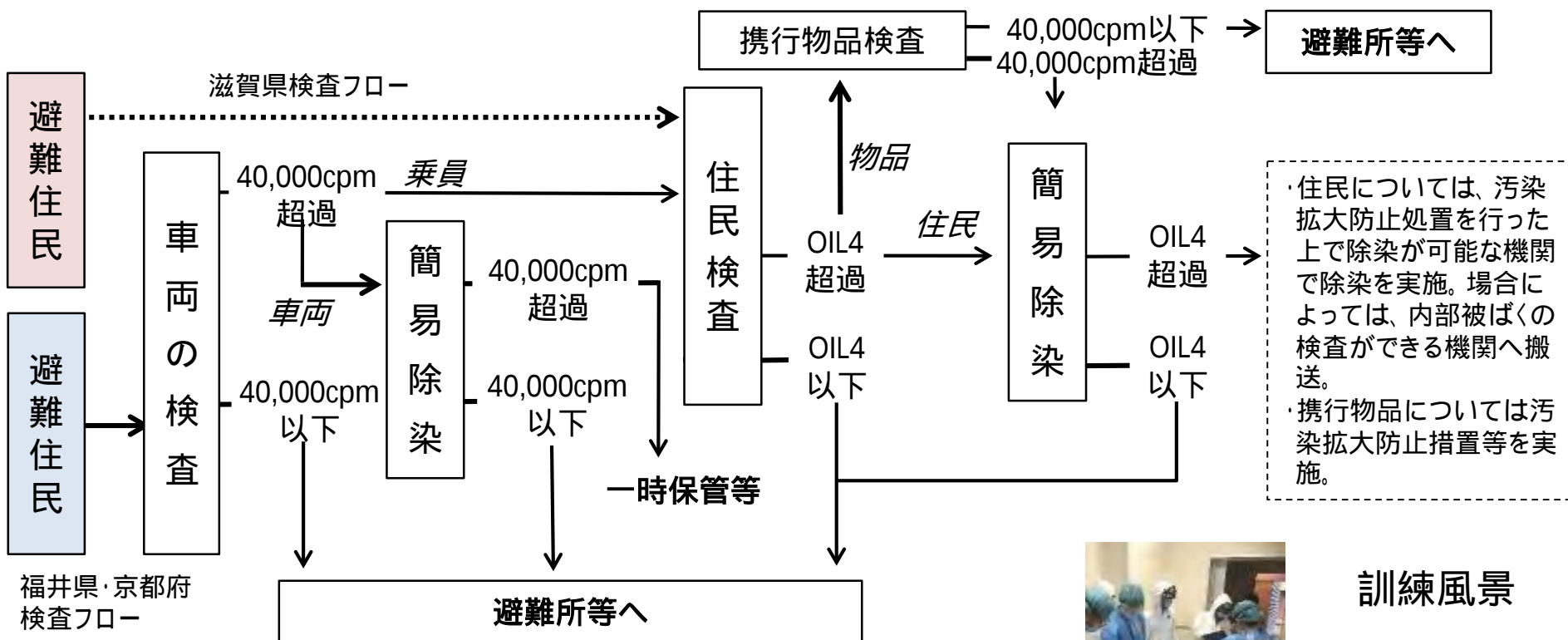
作業員の内部被ばく測定

緊急被ばく医療のための受入体制構築

緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



【滋賀県検査フロー】

・滋賀県では、避難退域時検査の位置付けと避難者に対する被ばく医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つことから、原則、全住民の検査を実施。

避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

避難退域時検査の結果、基準 (OIL4:40,000cpm) 以下の場合は、住民に対し通過証等を発行する。



訓練風景



福井県における原子力災害時における医療体制

○ 放射性物質による汚染や被ばく状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



- (凡例)
- : 原子力災害拠点病院
 - : 原子力災害医療協力機関 (医療機関のみ)

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 国が指定

【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

原子力災害拠点病院 県が指定

【3医療機関(福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 県に登録

【12医療機関(杉田玄白記念公立小浜病院、若狭高浜病院、若狭町国民健康保険上中診療所等)・3団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。



 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

若狭湾

UPZ

PAZ

京丹後市

宮津市

舞鶴市

小浜市

舞鶴西

京都府

高島市

近江

京都

大津

茨木市

南丹市

篠山市

丹波市

綾部市

福知山市

朝来市

父市

西脇市

久美浜湾

経ヶ岬

国立研究開発法人
量子科学技術研究開発機構

国立大学法人広島大学

(凡例)

- : 原子力災害拠点病院
- : 原子力災害医療協力機関
(医療機関のみ)

【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、
国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

【3 医療機関(国立病院機構京都医療センター、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学附属病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

【15医療機関(国立病院機構舞鶴医療センター、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院、舞鶴赤十字病院等)・14団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。